

# やまなし県央連携中枢都市圏合同企業説明会業務委託 仕様書

## 第1 事業名称

やまなし県央連携中枢都市圏合同企業説明会（以下「合同企業説明会」という。）

## 第2 目的

令和5年度卒業見込の学生及び一般求職者、外国人留学生等を対象に、甲府市を含む9市1町の自治体連携による合同企業説明会を開催することで、中小企業をはじめとする多くの圏域企業と求職者とのマッチングの機会を設け、雇用の促進と地域産業の活性化を図ることを目的とする。

## 第3 本事業の委託期間

委託期間は、本事業の委託契約の日から令和6年1月31日までとする。

## 第4 合同企業説明会の内容

- (1) 開催日 令和5年7月8日（土）午後  
準備・・・7月8日（土）午前中
- (2) 開催場所 アイメッセ山梨 展示ホール
- (3) 参加企業 圏域内（甲府市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・北杜市・山梨市・甲州市・中央市・昭和町）を就業地とする求人票をハローワークに提出している、圏域内に本店、支店、事業所のある企業等とする。  
参加企業数は200社程度を目標とする。
- (4) 参加者 令和5年度卒業見込の学生及び一般求職者、外国人留学生等とする。  
参加者数は300人程度を目標とする。

## 第5 委託内容

委託内容は、次に掲げる業務とし、その経費は、委託費用に全て含むものとする。

- (1) 合同企業説明会の企画・運營業務全般
- (2) 参加者（求職者）の募集
- (3) 合同企業説明会の会場機材の手配及び会場設営準備・撤去  
会場は参加者が余裕を持って企業ブースを訪問できる広さをもったものとし、受付から企業ブース訪問まで一連の流れが効率的に行えるレイアウトとすること。具体的な会場レイアウトについては提案すること。
- (4) 合同企業説明会の運営スタッフの確保と当日の進行管理  
ア 会場案内など合同企業説明会を円滑に行うのに必要な人員を確保すること。  
イ 当日の受付、進行管理等の業務を行うこと。

- ウ 運営にあたっては、参加企業が効率的にPRでき、また、参加者が十分に企業情報等を得られるよう、相互に満足度の高いものになるよう工夫すること。
- エ 当日のマッチング支援業務及び甲府市運営スタッフについて相互にスムーズな協力体制が築けるよう事前に協議を行うこと。
- (5) 合同企業説明会の周知・広報活動及び参加者の募集  
次の広報活動については必ず行い、合同企業説明会の周知を図ること。
- ア 参加者（求職者）への事業周知ポスター・チラシの作成（デザイン・印刷含む）  
事業周知チラシについては、広く周知されるよう関係機関（県内外の大学の就職課等）への訪問や送付等で案内を必ず行うこと。
- イ 新聞紙面やテレビCM、WEB、SNS等での広報  
※ WEB上での広報については、閲覧数やクリック数（率）について報告すること。
- (6) 合同企業説明会で配布する企業概要資料等及びアンケートの作成（デザイン・印刷を含む。納期については、合同企業説明会前までとする。）
- ア 当日配布資料（会場図、会場案内標識等、詳細は別途協議し決定する。）
- イ 参加企業情報誌の作成（B5版・約210ページ＋表紙（フルカラー）  
1企業・1ページとし約200社を想定し、印刷部数は500冊とする。）
- ウ アンケート（企業用・求職者用）  
※ 資料の種類及び内容については提案・協議すること。
- (7) 面接会場への送迎バスの運行  
参加者（求職者）向けに、合同企業説明会会場と駅（甲府・新宿）間の送迎バスを運行する。
- ア 面接会へ参加する求職者1台あたり約25名を想定
- イ 甲府・新宿駅発着それぞれ1往復（詳細は別途協議し決定する。）
- (8) 参加者（求職者）に対し企業ブースの訪問を促す対策の実施  
参加者が5社以上の企業ブースの訪問を促すよう、スタンプラリーなどの対策を提案・実施すること。
- (9) 参加者及び企業にアンケートの実施・集計・分析  
会場において参加者及び企業にアンケートを実施し、集計及び分析を行う。
- (10) 合同企業説明会終了後、開催の記録（写真等）及び参加者数、面談者数、アンケート集計結果、採用内定者数など参考となる事項を、遅滞なく本市に書面にて実績報告書を提出すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のため、必要な対策を講ずること。
- ・会場の定期的な換気、参加者等の密集を避ける会場レイアウトの作成、会場内への消毒液の設置等、会場設営及び当日運営における感染症対策の実施。
  - ・感染状況の変化に応じ協議を行い、必要な対策措置を実施すること。

## 第6 甲府市の役割

本業務での甲府市の役割は以下のとおりである。

- (1) 合同企業説明会の会場借上と使用手続き（使用代金は委託料に含む）
- (2) 合同企業説明会参加企業の募集・選定
- (3) 当日使用する複写式受付票の作成
- (4) 会場準備・運営にかかる補助
- (5) 共催者の決定

## 第7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務にあたっての資料及び成果品は、全て受注者に帰属するものとし、受注者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営をしなければならない。
- (3) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急措置を講ずるものとする。
- (4) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者の責に起因する事由を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (5) 業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 業務の履行にあたっては、労働基準法その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 制作物が他者の所有権や著作権を侵してはならない。
- (8) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて市に帰属する。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定する。

## 第8 「新型コロナウイルス感染症」に関する事項

この仕様書に定めのない「新型コロナウイルス感染症」対策に関する事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定する。